

KNC NETWORK NEWS

2014年5月2日・5月9日合併号 発行

《お知らせ》いつも、『KNC=NETWORK ニュース』をご講読頂き、誠にありがとうございます。

今週号は5月2日(土)・9日(土)合併号とさせていただきます。次号は5月16日(土)発行となりますので、宜しくお願い申し上げます。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言:「働くためには常に健康である必要がある。それを10年間続けて初めて一人前というわけだ。」「うちは50年通っている常連だっているんだよ。」と云われた。

(大山 堅司・ブードリーク社長)

ー所長コメント:会社経営も、トップが健康でなければ成長・発展するどころか、発想も後向きとなり衰退してしまう。幸せの根底は、まず元気で健康であることが前提。ー

法人成りした場合の消費税の納税義務 《税務》

個人事業者として毎年消費税を納税している人が「法人成り」をした場合、法人は継続して消費税の課税事業者になるのでしょうか。資本金の額または出資の金額が1千万円以上の法人でなければ、設立事業年度は免税事業者になります。

消費税には免税点が設けられていて、その課税期間の「基準期間」または「特定期間」の課税売上高が1千万円以下なら、その課税期間の納税義務が免除されます。消費税の基準期間とはその年の前々年、特定期間とは、個人はその年の前年の1月～6月、法人はその事業年度の前事業年度開始の日から6ヶ月間です。

なお、特定期間における1千万円の判定は、給与等支給額の合計額で判定することもできます。新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売り上げはありません。そのため、原則として免税事業者になります。ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日の資本金の額または出資の金額が1千万円以上である法人については、免税事業者にはならないという特例が設けられています。

相続で事業を継承した場合には、相続があった年の基準期間の被相続人の課税売上高が1千万円超の場合は、相続があった日の翌日からその年の12月31日までの間は納税義務が免除されません。

女性社長は全体の7.5% 《経営》

帝国データバンクがこのほど発表した「全国女性社長分析」結果によりますと、2014年の女性社長の割合は7.5%で、13.3社に1社が女性社長であることが明らかになりました。24年連続で上昇しています。また都道府県別では青森県が10.14%で唯一10%台となっています。2位が沖縄県で9.95%、3位は徳島県で9.78%と続いています。反対に最も低いのは岐阜県の4.93%で、唯一4%台でした。この他、下位には静岡県6.0%、愛知県5.85%と中部地区の県が目立っています。

女性社長比率を10年前の2004年と比較すると、47都道府県すべてで上昇しています。最も上昇幅が大きかったのは沖縄県で4.89ポイントアップ。佐賀県の3.25ポイント、鳥取県の3.00ポイントアップと続いています。年代別の女性社長比率を見ると、80歳以上が13.39%で最も高くなっています。次いで30歳未満が9.97%となりました。40代を底に、年代の高い区分と低い区分で女性社長比率が高くなっています。

交際費の損金不算入制度 《税務》

交際費のうち、飲食や、それに類する行為のために要する費用の額の50%に相当する金額は、損金の額に算入できるようになりました。ただし、役員もしくは従業員、またはその親族に対する接待のために支出するものを除きます。

中小企業は、この「接待飲食費の額の50%相当額」の損金算入と、「定額控除限度額である80万円までの損金算入」のいずれかを選択適用できることとされました。

どちらの特例を選択するかについては、事業年度ごとに選択できます。

なお、80万円は事業年度が1年間ある場合で、12か月に満たない会社は、その事業年度の月数(1か月に満たない端数があれば1月)を乗じてこれを12で割って計算した金額です。

1人あたり5千円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費に該当しません。

勤め人の四種類 《経営》

上司の立場から部下の指示の受け方と行動力を分類・判定してみると、上司の指示を的確に理解してテキパキと仕事をする者もいれば、指示の理解度が低く仕事も迅速に遂行出来ない者もいます。

「武士道」とは、死ぬことと見つけたりで有名な、江戸時代の佐賀鍋島藩士だった山本常朝の『葉隠(はがくれ)』にこんな文があります。奉公人には四種類の人がある。すなわち、「急だらり」「だらり急」「救々」「だらりだらり」と分類出来る。「救々」とは、用事も的確に請け負って仕事も速やかに処理する者。「だらり急」は、用事を言いつけた時は的確に理解していない様でも仕事を手際よく処理する者。「急だらり」は、指示は良い対応で請け負うが仕事を処理するのに手間取って長引く者。その他の者は、皆「だらりだらり」である。

指示を受ける時のだらりを予防する方法としては、上司は分かり易い指示を心掛け、指示内容を復唱させてみる等の工夫が必要です。また、仕事を処理する時のだらりを予防する方法としては、重要な仕事には必ず仕上げの時期を明確にし、遂行後の報告を速やかにさせることが重要です。指示の理解や遂行が立派でも、報告がなければ「急々」とならないからです。